

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部事務局長

資格確認書の一斉交付予定について

このことについて、健康保険証（組合員証及び被扶養者証）の廃止及びマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行を踏まえ、マイナ保険証がない方を対象とした「資格確認書」の一斉交付を次により予定していますので、貴所属組合員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 交付時期

令和 7 年 11 月下旬

2 交付対象者

令和 6 年 12 月 1 日以前に当共済組合に加入し、従前の健康保険証（組合員証及び被扶養者証）を保有している者のうち、マイナ保険証の利用登録をしていない者。

(1) 今回の一斉交付にあたり、組合員からの交付申請は不要です。交付対象者は、国の関係機関から提供されるデータを基に当共済組合で特定します。

(2) 令和 7 年度資格確認調査の組合員・被扶養者台帳に交付予定の有無を記載しています。（図 1 参照）。なお、当該台帳作成後の組合員資格の得喪及びマイナ保険証の利用登録状況等により、11 月の交付者が変わることがあります。

(3) マイナ保険証の利用の有無にかかわらず、マイナ保険証の利用登録済みの者には原則交付できません。

マイナ保険証の利用登録解除を希望する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書(①-50)」を提出してください。解除申請書の提出者には、資格確認書を交付します（解除申請書を令和 7 年 10 月 3 日までに提出した者は、資格確認書を 11 月の一斉交付に同梱予定）。

3 送付方法

所属所ごとに一括して送付します。

4 その他

(1) 資格確認書の取扱い（図 2 参照）

医療機関等の受診に使用することができます。退職による脱退又は被扶養者取消の際は当共済組合まで返納してください。

(2) 従前の健康保険証（組合員証・被扶養者証）の取扱い（図 2 参照）

令和 7 年 12 月 1 日まで	医療機関等の受診に使用することができます
令和 7 年 12 月 2 日以降	医療機関等の受診には使用できません

令和 7 年 12 月 2 日以降、使用できなくなった健康保険証（組合員証・被扶養者証）の当共済組合への返納は必要なく、各自で破棄していただく予定です。

なお、令和 7 年 12 月 1 日までに組合員の資格喪失（認定取消）の手続きを行う際は、健康保険証（組合員証・被扶養者証）を当共済組合まで返納してください。

図1 資格確認書の交付予定者（組合員・被扶養者台帳の記載例）

(組合員本人)	
資格確認書交付予定	資格確認書を交付【 する ・しない】 ※マイナ保険証利用が未登録のため

資格確認書の交付予定欄を確認してください

組合員本人

資格確認書交付予定	
(被扶養者1)	資格確認書を交付【 する ・しない】 ※マイナ保険証利用登録済のため
(被扶養者2)	資格確認書は交付済み

被扶養者

令和7年7月末時点のマイナ保険証登録状況を基に、資格確認書の交付予定の有無を記載しています。台帳作成後の組合員資格の得喪及びマイナ保険証登録状況等により、11月の交付者が変わることがあります。

交付予定欄は、「交付【する・しない】」のほか、一部の方には次の事項を記載しています。

- ・「資格確認書は交付済み」
既に資格確認書を交付済みのため、11月は交付されません。
- ・「現時点でマイナ保険証利用登録状況の提供に含まれていないため不明」
マイナ保険証利用登録状況を共済組合で把握していないため現時点で未定です。

図2 医療機関等の受診イメージ

マイナ保険証の有無	受診方法	令和7年				令和8年		
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月…
マイナ保険証がある者	マイナ保険証	マイナ保険証が利用できない医療機関では、 マイナ保険証 + 「マイナポータル画面」または「資格情報のお知らせ」を提示						
マイナ保険証がない者	健康保険証	12月1日 使用終了						
	資格確認書	①			②			

- ①：組合員・被扶養者台帳に交付予定を記載
②：対象者に一斉交付（所属所に送付します）

（ 資格認定係
電話 011-231-4111
内線 35-367～369 ）